



償却資産を使用している皆さんへ

☎ 税務課課税第二係 ☎ 34・2113

平成25年1月31日までに申告を

固定資産税は、固定資産（土地・家屋・償却資産）に対して課税されます。

償却資産とは

償却資産とは、会社や個人で工場・商店などを経営している人が、その事業のために所有している（他の人に貸し付けているものを含む）土地家屋以外の事業用資産をいいます。

ただし、自動車税や軽自動車税の課税対象となるものは、償却資産の課税対象に含まれません。

償却資産の申告

償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の資産の状況などについて1月31日までに申告していただくことになっていますので、ご協力をお願いします。

償却資産の評価額の算出方法

毎年、個々の資産の取得価額または前年度評価額をもとに、取得後の経過年数に応じる価値の減少（減価）を考慮して評価額を算出します。

ただし、評価額は取得価額の5%が最低限度です。

償却資産の評価

- 前年中に取得した償却資産の評価
評価額＝取得価額×半年分の減価残存率
- 前年より前に取得した償却資産の評価
評価額＝前年度評価額×1年分の減価残存率

償却資産の税額の計算方法

- ①取得年月日、取得価額、耐用年数から、1品ごとに評価額を算出します。
- ②課税標準の特例の適用がある場合は、適用後の額が課税標準額です。適用のない場合は決定価格がそのまま課税標準額となります。

平成25年度の 税額 (100円未満切り捨て)	=	平成25年度の 課税標準額 (1,000円未満切り捨て)	×	税率 (1.4%)
-------------------------------	---	------------------------------------	---	--------------

※同一の人でその人にかかる償却資産の平成25年度課税標準額が150万円未満の場合は、免税点により課税されません。

快適に暮らせるように

☎ 保健センター ☎ 33・8000

マナーを守って猫を飼おう

猫のフンや鳴き声の相談が年々増加しており、飼い主のモラルが問われています。

猫を飼うときは、最後まで、責任をもって正しく飼育しましょう。

室内飼いのススメ

猫を外に出すと、ケンカをして怪我をしたり、伝染病やノミをうつされたり、交通事故にあう危険性が高まります。

また、近所の庭などにフン・尿をし、悪臭がしたり、家の床下で子どもを産んだり、鳴き声などトラブルの原因になるケースが後を絶ちません。

不妊去勢手術をしましょう

不妊手術なんてかわいそうという声がありますが、繁殖のコントロールは飼い主の責任。無計画な出産で産まれてきた子猫は、もらい手がいない場合、処分（安楽死）するしかないのです。不幸な猫を増やさないためにも不妊去勢手術をしましょう。



野良猫にエサを与えないでください

捨て猫・野良猫に「かわいいから」「かわいそうだから」と思いエサを与えた結果、異常に猫が繁殖し、トラブルの原因となっています。不用意に餌を与えないように心掛けてください。

猫を捨てることは法律で禁止されています

猫を遺棄した場合、法律により50万円以下の罰金に処されます。動物を飼うのなら、最後まで個人が責任をもって飼うようにしましょう。



住民の皆さん、教えてください

広報たわらもとって、ズバリどう思いますか？

皆さんのお手元に毎月届く広報紙「広報たわらもと」。このまちが分かる！このまちが好きになる情報紙をコンセプトに紙面を作っています。

そんな広報紙を、皆さんはどのように感じて読んでいますか？今後の編集の参考にしたいと考えていますので、ぜひ教えてください。

好きになるから、より良い行動へ

広報たわらもとは、手にとった皆さんの心に響き、新しい一歩を踏み出し



今月の広報紙にはどんな記事が載っているのかな

てもらいたいと願って作成しています。

まちの魅力や頑張っている皆さんの姿を掲載することで、まちのことを分かかってもらい、まちを好きになってもらいたいと考えています。

まちを好きになってももらいたい理由。皆さん、好きなことをするとき、前向きな気持ちになりませんか？

これと同じで、地域に愛着を持つとずっと住みたくなり、住み続けるためにまちをより良くしようという前向きな行動につながると確信しているからです。

**より良いまちづくりへつながる
 広報たわらもとを目指して**

住民の皆さんと行政との間をつなぐ広報紙を通して、住民と行政の双方が共通の意識を持ち、より良いまちづくりをするには、住民の皆さんの声が必要です。

広報たわらもとが「このまちが分かる！このまちが好きになる情報紙」となるよう、皆さんのご意見、ご感想をお待ちしています。



郵便はがき

郵送する際は
 50円切手を
 貼って
 ください

6 3 6 - 0 3 9 2

奈良県磯城郡田原本町890-1

田原本町役場秘書広報課
 広報統計係 行

税など

暮らし・環境

年金・保険

健康・福祉

子育て・教育

まちづくり

催し・講座